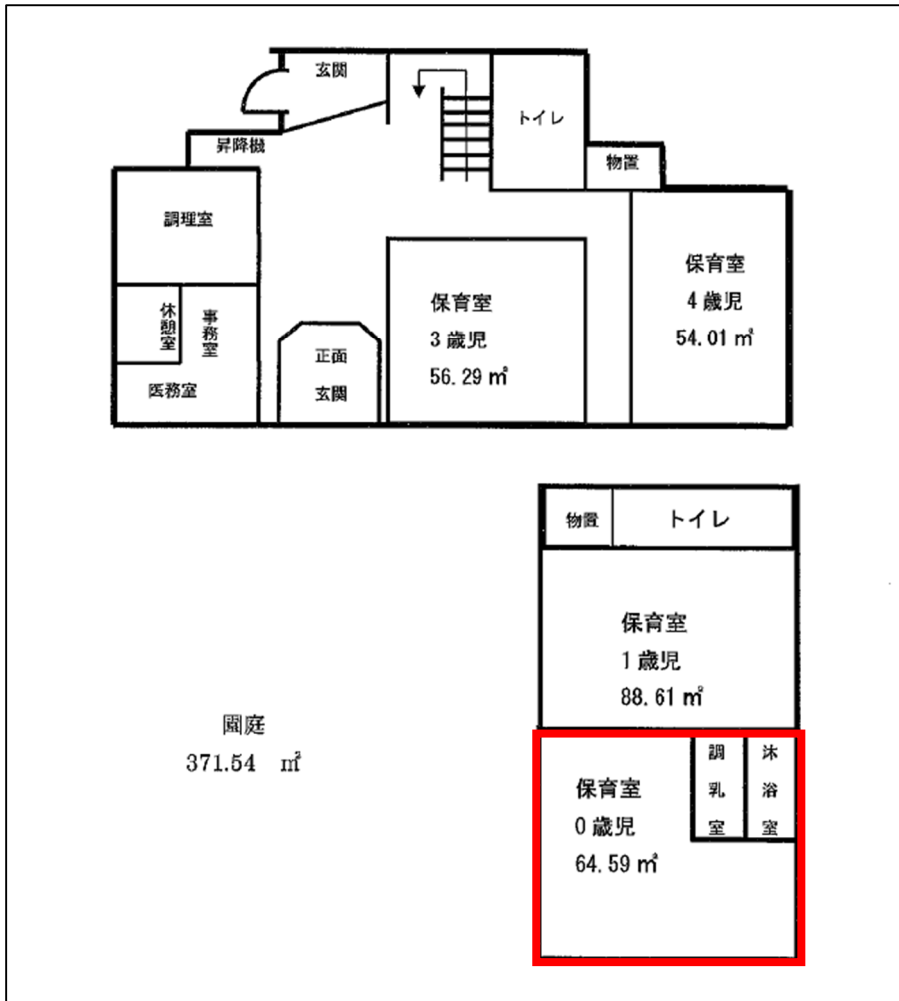


事業所名称	梅香保育園				
施設所在地	いわき市平字梅香町3番地の8				
施設類型	保育所				
法人名	社会福祉法人 松涛会				
代表者職・氏名	理事長 志賀 達生				
事業類型	余裕活用品				
利用定員	区分	0歳	1歳	2歳	合計
	1時間あたり	3名	0名	0名	3名
	1月あたり	360名	0名	0名	360名
設備の状況					
所有形態	自己所有				
使用する保育室等の状況	乳児室又はほふく室	保育室又は遊戯室	便所	調理設備	
	64.59㎡	—	有	有	
運営体制					
開所日	月曜日から金曜日まで				
提供時間	9時00分から15時00分まで				
職員配置	4名(担当保育士2名)※ 余裕活用品であり通常保育と同様の配置				
食事の提供	あり(自園調理:認可保育施設と同様の提供方法・設備で実施する)				
基準の適否					
条項	基準の内容		確認内容	適否	
第8条	(安全計画の策定等) 設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画を策定しているか。		策定済み。	適	
第16条	(食事) 食事の提供を行う場合、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているか。		備えている。	適	
第17条	(内部の規定) 乳児等通園支援事業者は、事業の運営についての条例で定める重要事項に関する規定を定めておかなければならない。		規定している。	適	
第26条	(設備及び職員の基準) 施設又は事業所の区分に応じた条例で定める基準に適合していること。 (設備基準) 在園児合同であるため通常保育と合算。 0歳児: 3.3㎡×10名=33.00㎡		0歳児: 64.59㎡ ≥33.00㎡	適	
	(職員配置基準) 在園児合同であるため通常保育と合算。 乳児10名×1/3≒3.33名⇒3名(少数第一位四捨五入)		4名≥3名	適	

【平面図】



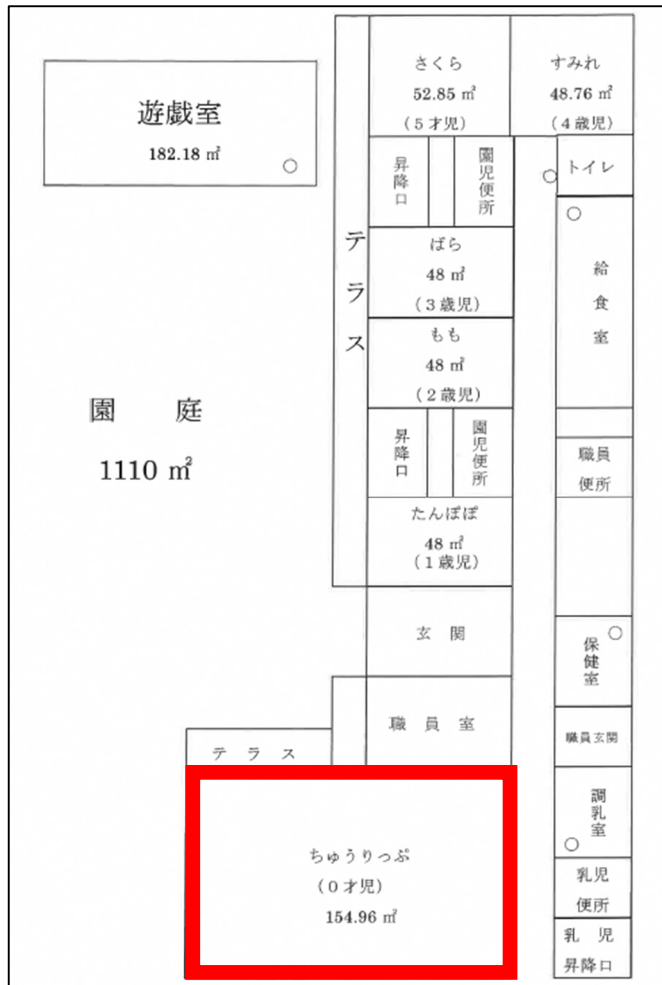
【位置図】



乳児等通園支援事業認可申請事業所

事業所名称	螢保育園				
施設所在地	いわき市平山崎字熊ノ宮 42 番地の 1				
施設類型	保育所				
法人名	社会福祉法人 松涛会				
代表者職・氏名	理事長 志賀 達生				
事業類型	余裕活用型				
利用定員	区分	0歳	1歳	2歳	合計
	1時間あたり	3名	0名	0名	3名
	1月あたり	360名	0名	0名	360名
設備の状況					
所有形態	自己所有				
使用する保育室等の状況	乳児室又はほふく室	保育室又は遊戯室	便所	調理設備	
	154.96㎡	—	有	有	
運営体制					
開所日	月曜日から金曜日まで				
提供時間	9時00分から15時00分まで				
職員配置	4名（担当保育士2名）※ 余裕活用型であり通常保育と同様の配置				
食事の提供	あり（自園調理：認可保育施設と同様の提供方法・設備で実施する）				
基準の適否					
条項	基準の内容			確認内容	適否
第8条	（安全計画の策定等） 設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画を策定しているか。			策定済み。	適
第16条	（食事） 食事の提供を行う場合、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているか。			備えている。	適
第17条	（内部の規定） 乳児等通園支援事業者は、事業の運営についての条例で定める重要事項に関する規定を定めておかなければならない。			規定している。	適
第26条	（設備及び職員の基準） 施設又は事業所の区分に応じた条例で定める基準に適合していること。 （設備基準） 在園児合同であるため通常保育と合算。 0歳児：3.3㎡×8名=26.40㎡			0歳児：154.96㎡ ≥26.40㎡	適
	（職員配置基準） 在園児合同であるため通常保育と合算。 乳児8名×1/3≒2.66名⇒3名（少数第一位四捨五入）			4名≥3名	適

【平面図】



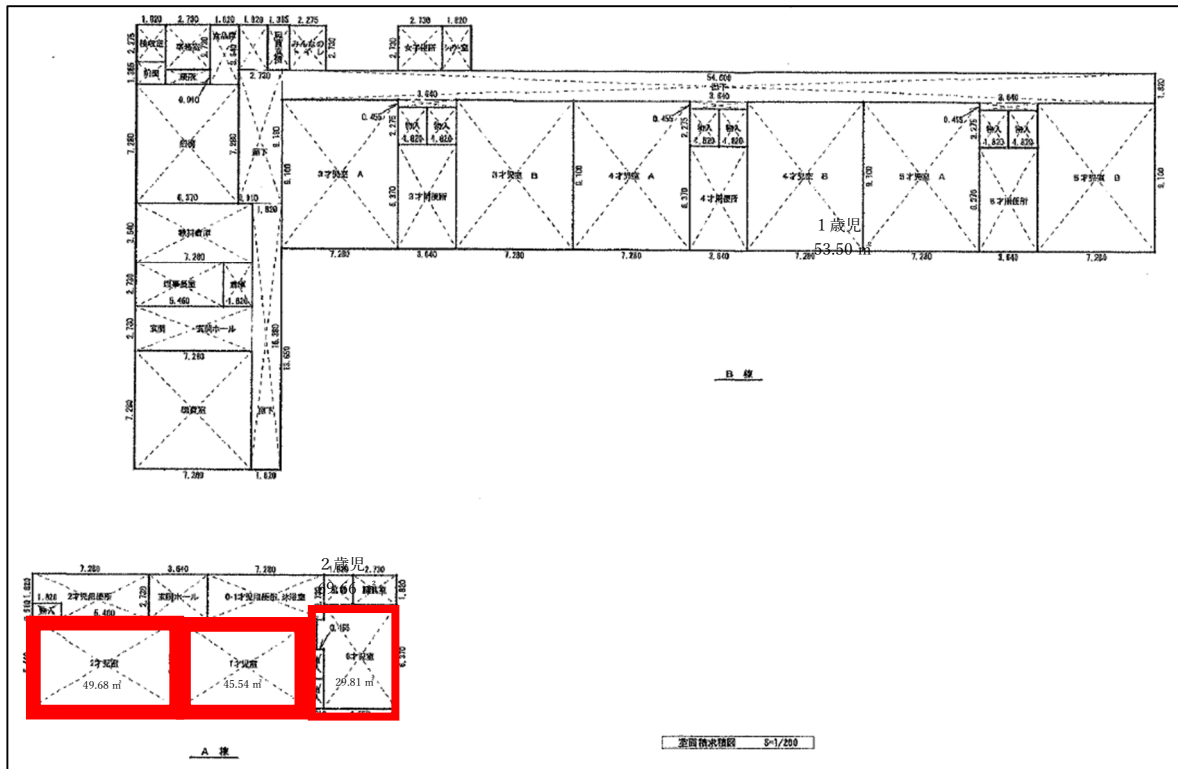
【位置図】



乳児等通園支援事業認可申請事業所

事業所名称	平第一幼稚園				
施設所在地	いわき市平山崎字熊ノ宮 53 番地の 1				
施設類型	認定こども園				
法人名	学校法人 志賀学園				
代表者職・氏名	理事長 志賀 達生				
事業類型	余裕活用型				
利用定員	区分	0 歳	1 歳	2 歳	合計
	1 時間あたり	—	—	—	3 名
	1 月あたり	—	—	—	360 名
設備の状況					
所有形態	自己所有				
使用する保育室等の状況	乳児室又はほふく室	保育室又は遊戯室		便所	調理設備
	0 歳児室 29.81 m ² 1 歳児室 45.54 m ²	2 歳児室 49.68 m ²		有	有
運営体制					
開所日	月曜日から金曜日まで				
提供時間	9 時 00 分から 15 時 00 分まで				
職員配置	8 名（担当保育士 2 名）※ 余裕活用型であり通常保育と同様の配置				
食事の提供	あり（自園調理：認可保育施設と同様の提供方法・設備で実施する）				
基準の適否					
条項	基準の内容		確認内容		適否
第 8 条	(安全計画の策定等) 設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画を策定しているか。		策定済み。		適
第 16 条	(食事) 食事の提供を行う場合、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているか。		備えている。		適
第 17 条	(内部の規定) 乳児等通園支援事業者は、事業の運営についての条例で定める重要事項に関する規定を定めておかなければならない。		規定している。		適
第 26 条	(設備及び職員の基準) 施設又は事業所の区分に応じた条例で定める基準に適合していること。 (設備基準) 在園児合同であるため通常保育と合算。 2 歳未満児： 3.3 m ² ×18 名=59.40 m ² 2 歳以上児： 1.98 m ² ×24 名=47.52 m ²		2 歳未満児 ： 75.35m ² ≥59.40m ² 2 歳以上児 ： 49.68m ² ≥47.52m ²		適
	(職員配置基準) 在園児合同であるため通常保育と合算。 乳児 6 名×1/3+1・2 歳児 36 名×1/6= 8 名		8 名 ≥ 8 名		適

【平面図】



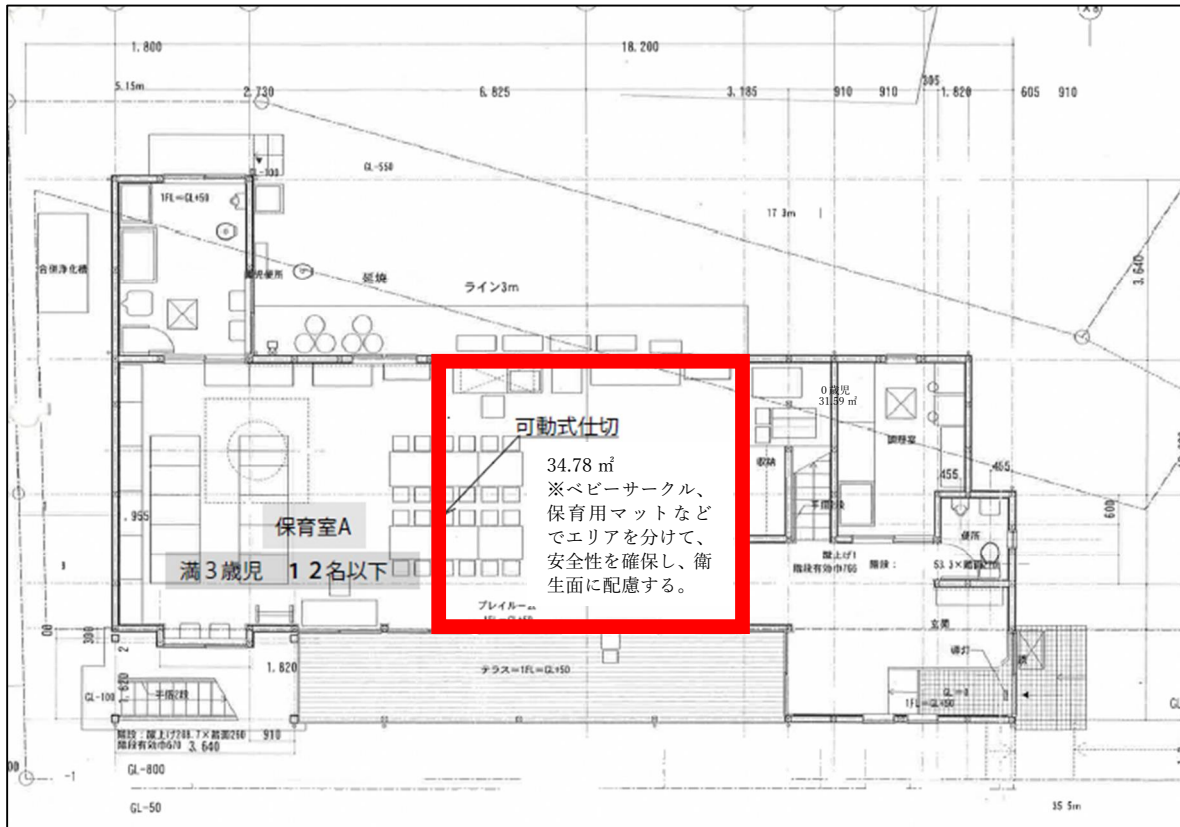
【位置図】



乳児等通園支援事業認可申請事業所

事業所名称	なこそ幼稚園					
施設所在地	いわき市勿来町窪田伊賀屋敷 58 番地の 2					
施設類型	認定こども園					
法人名	学校法人 勿来中野学園					
代表者職・氏名	理事長 中野 育正					
事業類型	一般型（専用室独立型）					
利用定員	区分	0 歳	1 歳	2 歳	合計	
	1 時間あたり	2 名	2 名	3 名	7 名	
	1 月あたり	240 名	240 名	360 名	840 名	
設備の状況						
所有形態	自己所有					
使用する保育室等の状況	乳児室又はほふく室	保育室又は遊戯室		便所	調理設備	
	24.78 m ²	10.00 m ²		有	有	
運営体制						
開所日	月曜日から金曜日まで					
提供時間	8 時 00 分から 14 時 00 分まで					
職員配置	3 名（保育士 2 名）					
食事の提供	あり（自園調理：認可保育施設と同様の提供方法・設備で実施する）					
基準の適否						
条項	基準の内容				確認内容	適否
第 8 条	（安全計画の策定等） 設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画を策定しているか。				策定済み。	適
第 16 条	（食事） 食事の提供を行う場合、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているか。				備えている。	適
第 17 条	（内部の規定） 乳児等通園支援事業者は、事業の運営についての条例で定める重要事項に関する規定を定めておかなければならない。				規定している。	適
第 22 条	（設備基準） 2 歳未満児： 3.3 m ² × 4 名 = 13.20 m ² 2 歳以上児： 1.98 m ² × 3 名 = 5.94 m ²				2 歳未満児 : 24.78m ² ≥ 13.20m ² 2 歳以上児 : 10.00m ² ≥ 5.94m ²	適
第 23 条	（職員配置基準） 乳児 2 名 × 1/3 + 1 ・ 2 歳児 5 名 × 1/6 ≒ 1.49 名 ⇒ 1 名 （少数第一位四捨五入）				3 名 ≥ 1 名	適

【平面図】



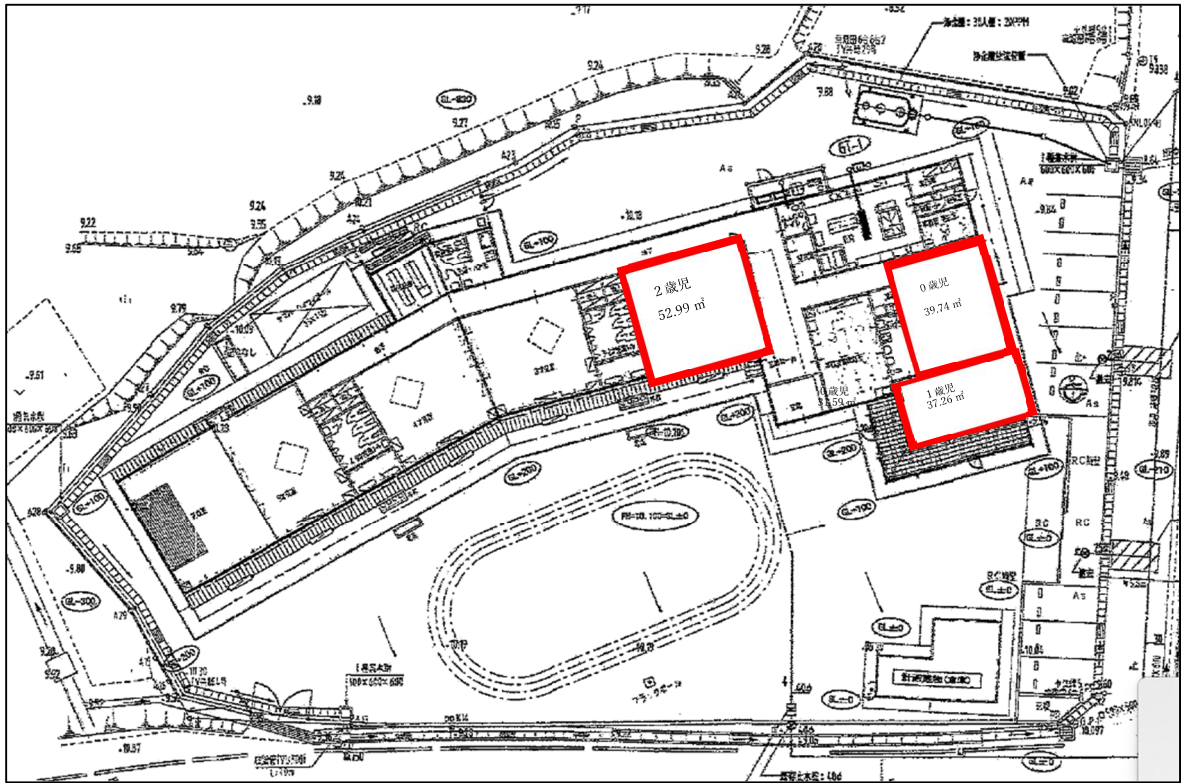
【位置図】



乳児等通園支援事業認可申請事業所

事業所名称	久之浜こども園				
施設所在地	いわき市大久町小久字連郷 15 番地の 1				
施設類型	認定こども園				
法人名	学校法人 志賀学園				
代表者職・氏名	理事長 志賀 達生				
事業類型	余裕活用品				
利用定員	区分	0 歳	1 歳	2 歳	合計
	1 時間あたり	—	—	—	6 名
	1 月あたり	—	—	—	720 名
設備の状況					
所有形態	自己所有				
使用する保育室等の状況	乳児室又はほふく室	保育室又は遊戯室	便所	調理設備	
	0 歳児室 39.74 m ² 1 歳児室 37.26 m ²	2 歳児室 52.99 m ²	有	有	
運営体制					
開所日	月曜日から金曜日まで				
提供時間	9 時 00 分から 15 時 00 分まで				
職員配置	8 名（担当保育士 2 名）※ 余裕活用品であり通常保育と同様の配置				
食事の提供	あり（自園調理：認可保育施設と同様の提供方法・設備で実施する）				
基準の適否					
条項	基準の内容			確認内容	適否
第 8 条	（安全計画の策定等） 設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画を策定しているか。			策定済み。	適
第 16 条	（食事） 食事の提供を行う場合、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているか。			備えている。	適
第 17 条	（内部の規定） 乳児等通園支援事業者は、事業の運営についての条例で定める重要事項に関する規定を定めておかなければならない。			規定している。	適
第 26 条	（設備及び職員の基準） 施設又は事業所の区分に応じた条例で定める基準に適合していること。 （設備基準） 在園児合同であるため通常保育と合算。 2 歳未満児：3.3 m ² ×18 名=59.40 m ² 2 歳以上児：1.98 m ² ×21 名=41.58 m ²			2 歳未満児 : 77.00m ² ≥ 59.40m ² 2 歳以上児 : 52.99m ² ≥ 41.58m ²	適
	（職員配置基準） 在園児合同であるため通常保育と合算。 乳児 6 名×1/3+1・2 歳児 33 名×1/6=7.5 名⇒8 名 （少数第一位四捨五入）			8 名 ≥ 8 名	適

【平面図】



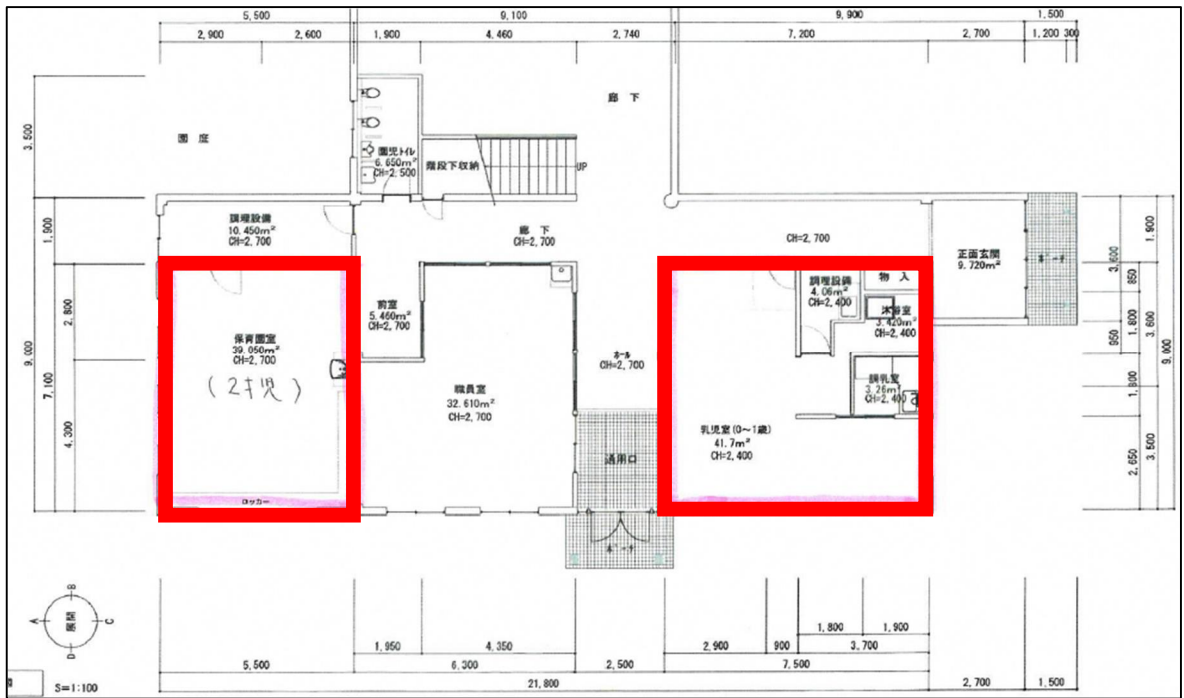
【位置図】



乳児等通園支援事業認可申請事業所

事業所名称	くほんじひらくぼ保育園				
施設所在地	いわき市平中平窪字杉内 27 番地の 2				
施設類型	小規模保育事業所 (A型)				
法人名	学校法人 明照学園				
代表者職・氏名	理事長 遠藤弘道				
事業類型	余裕活用型				
利用定員	区分	0歳	1歳	2歳	合計
	1時間あたり	—	—	—	2名
	1月あたり	—	—	—	72名
設備の状況					
所有形態	自己所有				
使用する保育室等の状況	乳児室又はほふく室	保育室又は遊戯室		便所	調理設備
	41.70 m ²	39.05 m ²		有	有
運営体制					
開所日	火曜日から木曜日まで				
提供時間	8時30分から11時30分まで				
職員配置	7名(担当保育士3名)※ 余裕活用型であり通常保育と同様の配置				
食事の提供	あり(おやつのみ:認可保育施設と同様の提供方法で実施する)				
基準の適否					
条項	基準の内容		確認内容	適否	
第8条	(安全計画の策定等) 設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画を策定しているか。		策定済み。	適	
第16条	(食事) 食事の提供を行う場合、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているか。		備えている。	適	
第17条	(内部の規定) 乳児等通園支援事業者は、事業の運営についての条例で定める重要事項に関する規定を定めておかなければならない。		規定している。	適	
第26条	(設備及び職員の基準) 施設又は事業所の区分に応じた条例で定める基準に適合していること。 (設備基準) 在園児合同であるため通常保育と合算。 2歳未満児: 3.3 m ² ×12名=39.60 m ² 2歳以上児: 1.98 m ² ×9名=17.82 m ²		2歳未満児 : 41.70m ² ≥39.60m ² 2歳以上児 : 39.05m ² ≥17.82m ²	適	
	(職員配置基準) 在園児合同であるため通常保育と合算。 乳児3名×1/3+1・2歳児18名×1/6=4名		7名≥4名	適	

【平面図】



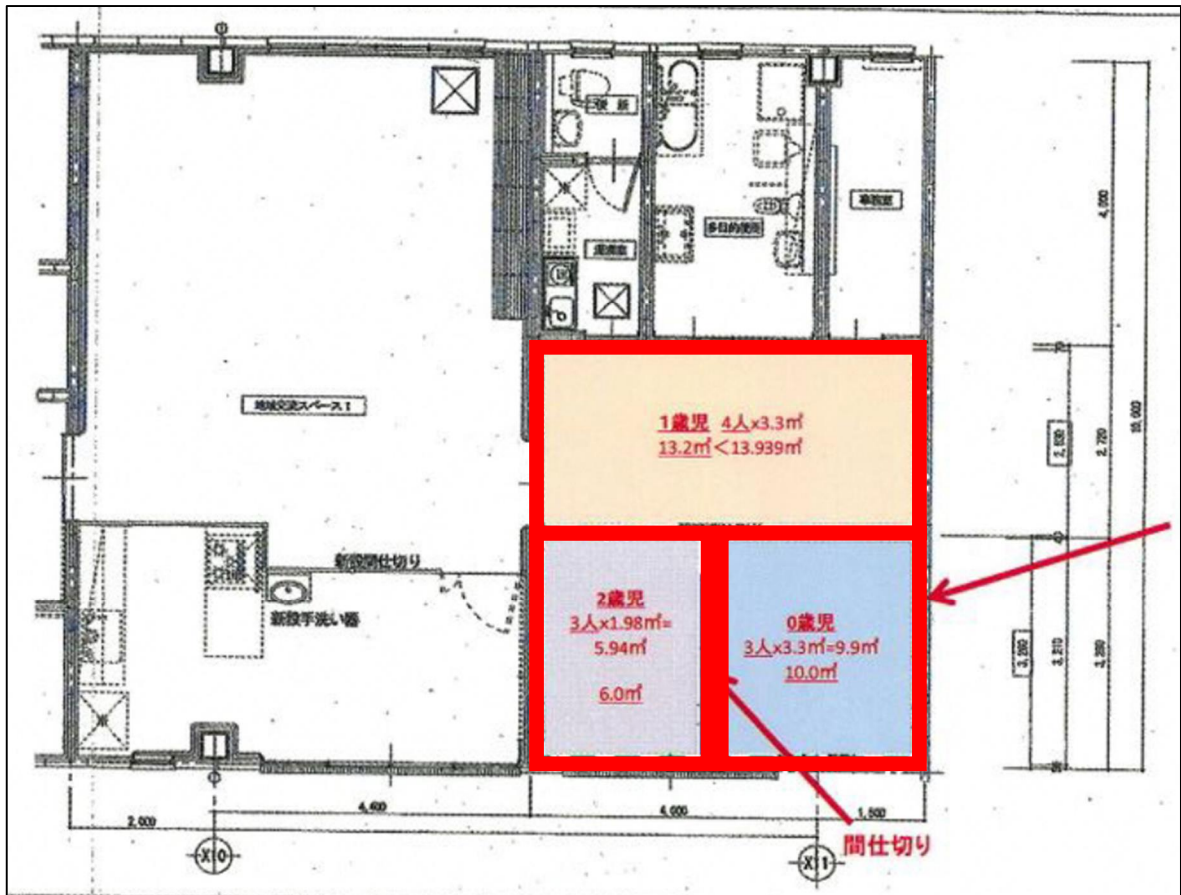
【位置図】



乳児等通園支援事業認可申請事業所

事業所名称	はなまる保育園				
施設所在地	いわき市平上荒川字林作 203 番地の 1				
施設類型	事業所内保育事業所				
法人名	社会福祉法人 飛鳥				
代表者職・氏名	理事長 栗林 伸治				
事業類型	余裕活用型				
利用定員	区分	0歳	1歳	2歳	合計
	1時間あたり	1名	1名	1名	3名
	1月あたり	140名	140名	140名	420名
設備の状況					
所有形態	自己所有				
使用する保育室等の状況	乳児室又はほふく室	保育室又は遊戯室	便所	調理設備	
	23.94 m ²	6.00 m ²	有	有	
運営体制					
開所日	月曜日から金曜日まで				
提供時間	9時00分から16時00分まで				
職員配置	6名（担当保育士2名）※ 余裕活用型であり通常保育と同様の配置				
食事の提供	あり（自園調理：認可保育施設と同様の提供方法で実施する）				
基準の適否					
条項	基準の内容			確認内容	適否
第8条	（安全計画の策定等） 設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画を策定しているか。			策定済み。	適
第16条	（食事） 食事の提供を行う場合、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているか。			備えている。	適
第17条	（内部の規定） 乳児等通園支援事業者は、事業の運営についての条例で定める重要事項に関する規定を定めておかなければならない。			規定している。	適
第26条	（設備及び職員の基準） 施設又は事業所の区分に応じた条例で定める基準に適合していること。 （設備基準） 在園児合同であるため通常保育と合算。 2歳未満児：3.3 m ² × 4名 = 13.20 m ² 2歳以上児：1.98 m ² × 3名 = 5.94 m ²			2歳未満児 : 23.94m ² ≥ 13.20m ² 2歳以上児 : 6.00m ² ≥ 5.94m ²	適
	（職員配置基準） 在園児合同であるため通常保育と合算。 乳児1名 × 1/3 + 1・2歳児6名 × 1/6 = 1.33名 ⇒ 1名 （少数第一位四捨五入）			6名 ≥ 1名	適

【平面図】



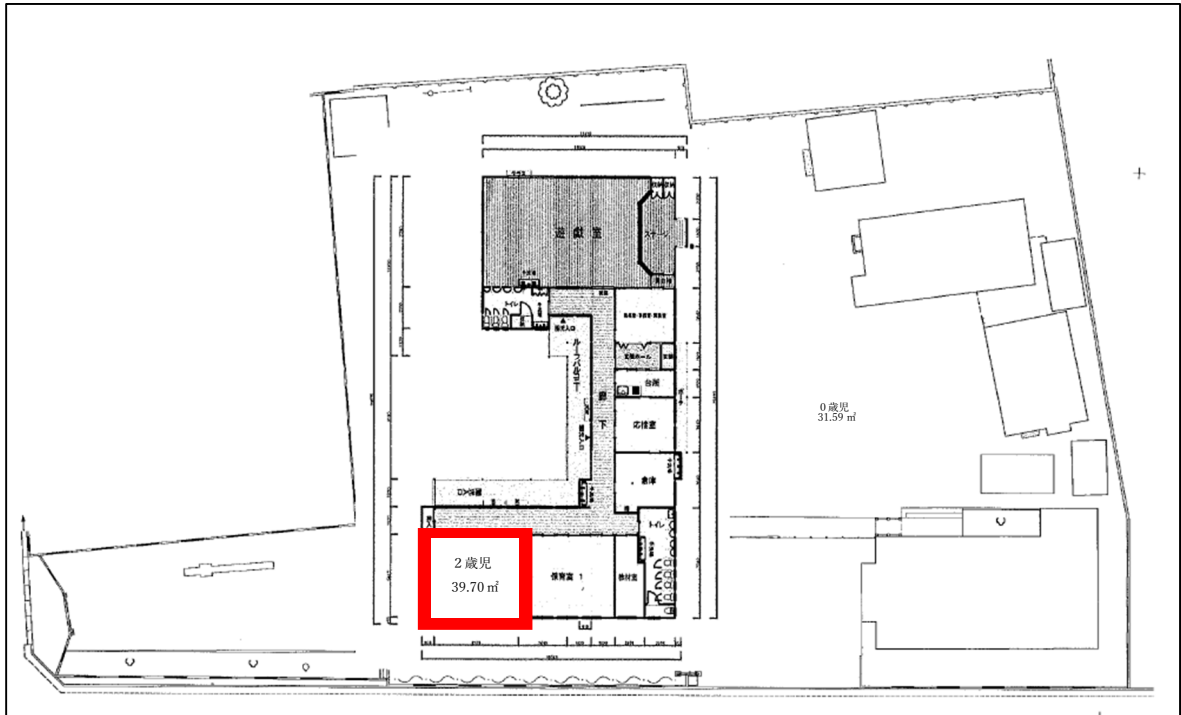
【位置図】



乳児等通園支援事業認可申請事業所

事業所名称	聖テモテ幼稚園				
施設所在地	いわき市小名浜愛宕町 16 番地の 2				
施設類型	幼稚園				
法人名	宗教法人 日本聖公会				
代表者職・氏名	代表役員 林 国秀				
事業類型	一般型（在園児合同）				
利用定員	区分	0 歳	1 歳	2 歳	合計
	1 時間あたり	0 名	0 名	3 名	3 名
	1 月あたり	0 名	0 名	540 名	540 名
設備の状況					
所有形態	自己所有				
使用する保育室等の状況	乳児室又はほふく室	保育室又は遊戯室	便所	調理設備	
	—	39.70 m ²	有	無	
運営体制					
開所日	月曜日から金曜日まで				
提供時間	8 時 00 分から 17 時 00 分まで				
職員配置	1 名（保育士 1 名）※ 必要に応じて保育士 4 名の支援あり				
食事の提供	なし				
基準の適否					
条項	基準の内容		確認内容	適否	
第 8 条	（安全計画の策定等） 設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画を策定しているか。		策定済み。	適	
第 16 条	（食事） 食事の提供を行う場合、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているか。		備えている。	適	
第 17 条	（内部の規定） 乳児等通園支援事業者は、事業の運営についての条例で定める重要事項に関する規定を定めておかなければならない。		規定している。	適	
第 22 条	（設備基準） 在園児合同であるため通常保育と合算。 2 歳以上児：1.98 m ² × 6 名 = 11.88 m ²		2 歳以上児 ： 39.70m ² ≥ 11.88m ²	適	
第 23 条	（職員配置基準） 2 歳児 6 名 × 1/6 = 1 名		1 名 ≥ 1 名	適	

【平面図】



【位置図】

